

現農林業総合計画(平成29年度～令和3年度)における現状・課題等(林業)

大項目	中項目	重点施策 (p.55)	現計画の施策の実施方針(p.51-54)	進捗状況	次期計画にむけた課題
森林の有する多面的な機能の発揮					
森林の保全・再生	●	荒廃森林再生事業により人工林の間伐を行い健全な森林を再生する(H29年度で事業予定期間終了のためそれ以降の方法等について県と協議する)。	H30年度に開始した森林環境整備事業により、引き続き荒廃森林の整備を行うとともに今後新たに荒廃する恐れがある森林の整備も実施している。	地籍調査が行われていない地域においても適正な森林整備が実施できるよう、境界明確化を進める必要がある。	
		適正な管理が見込めない人工林は針広混交林の複層林化や広葉樹林化を進めるなど多様な森林づくりを目指し国・県の森林総合監理士(フォルスター)と連携しながら長期的視点に立った市町村森林整備計画の策定に取り組む。	福岡市森林整備計画(計画期間:R2.4.1～R12.3.31)を策定。主伐推進事業において、市有林のスギ・ヒノキを伐採し、広葉樹等への植替えを推進している。また、今後の管理方針について所有者への意向調査をR元年度より実施している。	引き続き主伐推進事業による市有林の天然林化を進めるとともに、森林経営管理制度に基づく適正な経営管理を推進していく必要がある。	
		松くい虫被害対策は引き続き薬剤の地上散布などの防除を実施するとともにNPOや地域との共働による松林の保全活動に取り組む。	被害量は平成24年度をピークに減少している。 【令和元年度 被害本数1,038本、被害材積102m3】 市の共働事業提案制度(H27～H29)によりNPOと松葉の堆肥化に取り組んだ。平成30年度からは、NPOが独自に取り組みを行っている。	引き続き、松くい虫対策事業を継続して取り組むとともに、地域の松林再生活動への松苗の提供など松林の保全・再生に取り組む必要がある。	
		県と連携して治山事業を推進するとともに防災上整備が必要な林道の保全対策を進める。	県の制度を活用し、治山事業を推進している。また、林道の保全対策は、森林環境譲与税(R2～)を充当するなど、緊急性の高い路線・箇所に対して整備している。	引き続き、県の制度などを活用し、治山事業を推進するとともに、森林環境譲与税などの財源を確保し、林道の保全対策を進めていく。	
		市営林によるカーボン・オフセットについては、企業などへのPRを図りクレジットの活用による森林整備の推進を図る。	実績 平成30年度 販売量43t、件数8件、金額276,500円 令和元年度 販売量31t、件数4件、金額189,100円 令和2年度 販売量20t、件数2件、金額189,000円	全国的に多くの自治体が行っていることから、供給過剰傾向にあるが、今後新規販売先を開拓していく必要がある。	
市民とつながる森林づくり		NPOやボランティア団体による森林づくりについては、国、県をはじめとする様々な支援事業を活用しながら推進していく。	国の「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」を活用し、NPOやボランティア団体等による森林づくりを支援している。	林業や木材利用についての関心を高めるため、様々な活動へ支援できるよう、国、県と連携しながら支援制度の充実に努める必要がある。	
		里山林などでの藪化の進行や竹の侵入などに対し、地域住民や森林所有者等が協力して取り組む保全管理活動の促進に努める。	県の森林環境税を活用し、森林所有者と締結した協定に基づいた間伐や侵入竹の伐採など、荒廃森林及び今後荒廃する恐れのある森林の整備に取り組んでいる。	県の森林環境税について放置竹林の伐採も用途の対象に加えなど県へ求めていく必要がある。	
	●	「木育」や「木づかい運動」などの普及啓発に努めるとともに、子どもたちが森林にふれあい、森林に興味を持つ機会を提供していく。	10月の「木づかい推進月間」に森林・林業に関するパネルや木工品を展示(令和2年度は新型コロナの影響により未実施)。農林水産まつりでは、木のボールプールの設置や丸太早切り大会などを実施(令和2年度は新型コロナの影響により未実施)。H29年度より、「親子で学ぼう森林教室」を開催し、子どもたちが森林にふれあい、林業を学ぶ機会を創出。	森林について、都市部の市民の理解者、協力者を増やすため、森林・林業について、学習する機会の提供、木育への取り組みなど、普及啓発や子どもたちへの森林環境教育を推進していく必要がある。さらに、実際に森林を守り育てる活動を担う人材の育成が求められている。	
	●	油山市民の森などでの森林環境教育や幅広い体験活動、森林ボランティアの育成に努めるとともに、市民が身近に森林浴などを体験できる森林空間のあり方について検討していく。	油山市民の森で、市民が森林とふれあい、森林への理解を深めることを目的とした講座やイベントを実施するとともに、森林ボランティア活動への支援を実施。令和元年度に油山市民の森が供用開始から50年を迎えたことを契機とし、さらに市民が身近に森林に親しむことができる空間としていくためのリニューアルプランを検討中。	油山市民の森等について、幅広い層の市民が訪れる魅力ある施設となるよう引き続きリニューアルの検討を進めていく必要がある。	

現農林業総合計画(平成29年度～令和3年度)における現状・課題等(林業)

大項目	中項目	重点施策 (p.55)	現計画の施策の実施方針(p.51-54)	進捗状況	次期計画にむけた課題
都市型林業の創造					
森林資源活用に向けた基盤づくり			森林基幹道「早良線」の計画的な整備に努める。	平成10年に事業着手し、令和2年度で整備を完了した。(幅員5m、総延長15.257km)	早良線は、森林基幹道でもあることから、災害を防止するため除草や排水施設の清掃等の維持管理を定期的実施していく必要がある。
	●		早良線沿線の利用間伐推進のため、林業資源ビジネス化プロジェクトの取り組みとして、高性能林業機械の活用による低コストで木材を搬出できる路網整備計画を策定し、森林作業道の整備を進める。	令和2年度より、路網整備計画についての検討を進めている。	令和2年度に検討した路網整備計画案を踏まえ、路網整備の具体的な手法について関係者と協議を進めて行く必要がある。
			地域と連携しながら路網の補修や維持管理に努めるとともに、林道施設について中長期的な更新・修繕計画を策定し、長寿命化に取り組む。	平成30年度に市が管理する林道の23橋を対象とした林道橋梁長寿命化計画(R1～R10)を策定し、これに基づき、令和2年度までに改修工事の設計3件に着手している。	引き続き、林道橋梁長寿命化計画に基づき、計画的に橋梁を補修していくために、確実に予算を確保していく必要がある。
			国と連携し、脊振山系を中心に民有林と国有林が一体となった森林整備に取り組む。	国の「全国森林計画」および県の「地域森林計画」に即した「福岡市森林整備計画」を作成し、国の森林政策と連動した伐採、造林、保育その他森林の整備に取り組んでいる。	国の森林政策の動向を注視し、連携した森林整備を実施するとともに、地域の実情に即した整備を計画的に実施する必要がある。
			森林の場所や境界を知らない所有者が増加している現状を踏まえ、森林の土地の所有者等の情報を整理した林地台帳の整備に取り組む。	平成28年5月の森林法改正に基づき、森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報などを整備・公表する林地台帳を作成し、平成31年4月より運用を開始している。	森林の整備や資源の活用等が効率的に実施されるよう、林地台帳制度の周知に努め、随時情報の追加、修正を行い、精度を高めていく必要がある。
			自伐林家などの取組みの広がりを把握し、多様な担い手の育成を図るとともに、森林組合や林業研究グループと連携し、相続による新たな森林所有者などへ森林に関する知識や木材生産及び安全作業等の技術の普及を図るなど担い手育成に努める。	令和2年度に福岡市林業研究グループへ福岡県森林環境税により、小型の林業機械を導入。	担い手育成については、採算性の低さや就労環境の厳しさから、林業従事者は少ない。また、林業に関する技術を持った人材が不足している。
			木材の流通体制については、大消費地である強みを活かし、伐採から製材、利用に至る一連のネットワークづくりに努めるとともに、近隣自治体との連携を図る。	木材の流通を促進するため公共建築物の木質化に取り組んでいる。	木材の生産者、加工業者、需要者等と連携し、地域産材の流通の仕組みの確立について検討していく必要がある。
持続可能な林業経営の確立			森林経営計画制度について森林所有者への周知を図るとともに、施業の集約化を推進する森林施業プランナーを活用しながら、森林組合をはじめとする林業事業者等による森林経営計画の策定を支援する。	平成28年度及び令和元年度に実施した航空レーザ計測により得られた森林情報に基づき、地理的、地位的状况に応じた森林経営計画の策定ができるよう、森林組合をはじめとする事業者等による森林経営計画の策定を支援している。	森林経営計画の策定支援について、引き続き取り組んでいく必要がある。 令和元年度にスタートした森林経営管理制度に基づき森林所有者へ今後の森林経営についての意向調査を実施し、意欲と能力のある林業経営者への委託や、森林経営計画の策定など、集約的な経営管理による森林の公益的機能の維持増進を図る必要がある。
			分収林事業については、契約期間の延長による伐期の長期化を進め、適正な管理を行うとともに、利用間伐による収益確保に努め、林業資源ビジネス化プロジェクトの取組みを進める。	森林の状況や所有者の意向などに応じて契約延長による長伐期施業や利用間伐の実施など、適正な管理と収益化の確保に努めている。	森林の状況に応じた適正な管理と収益化の確保について、引き続き取り組んで行く必要がある。
	●		公共建築物の建築等に携わる職員などに向けた研修会等を実施し、公共建築物での先導的な取組みを推進するとともに、公共建築物の新設、改築における計画段階からの所管部局との連携を図る。	公共建築物の設計等に携わる職員を対象に、職員研修会を実施するとともに、施設整備の情報収集に努め、木質化に取り組んだ。 令和元年度入部出張所木質化 令和2年度早良区役所1階木質化 令和2年度鮮魚市場市場会館ウッドデッキ整備	・まとまった量の地域産材を活用して公共建築物の整備を行う場合に材の調達に時間を要する。 ・木造・木質化に関する十分な知識と経験を有する者が少ない。 ・RCやS造に比べ手間やコストがかかり増しになる。 などの理由により使用を敬遠される場合がある。
	●		天神ビッグバンなど都市部でのまちづくりが始まっており、オフィス街での木材利用促進が図られるよう努める。		
			地域産材の供給の一翼を担っている森林組合製材工場の活用を図る。	令和2年度に森林組合製材工場廃止。	—
		未利用間伐材については、搬出コストの低減に努め、利用間伐を進めるとともに、市域内の資源量を踏まえ、関係部局と連携し、木質バイオマスとしての利活用方策を検討していく。	効率的な森林作業道の整備により低コスト化を図る林業資源ビジネス化プロジェクトにおいて利用間伐を実施。主伐推進事業においては、建築用資材とならない伐採木を木質バイオマス発電施設に燃料として供給を行っている。	ビジネス化プロジェクトについては、ノウハウの蓄積により更なる低コスト化に努め、収益の向上を図る必要がある。木質バイオマスについては、引き続き関係局と連携しながら利活用方策を検討していく必要がある。	